

項 目 別	技能訓練所 (強制工作受處分人)		少年矯正學校 (受感化教育學生)		看 守 所		少年觀護所	
	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 校 人 數	月 在 (校 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數
	人	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人	人
111年	-	-	405	605	6,916	2,151	2,731	290
112年	-	-	408	619	8,732	2,779	3,099	367
113年	-	-	471	719	10,765	3,665	3,400	408
114年	-	-	504	820	13,708	4,773	3,341	333
8月	-	-	37	759	1,151	4,491	293	387
9月	-	-	38	773	1,234	4,660	258	347
10月	-	-	30	773	1,253	4,823	261	350
11月	-	-	35	787	1,362	5,015	248	348
12月	-	-	49	820	1,147	4,773	275	333
115年1-8月	-	-	343	822	10,464	5,374	2,008	288
較上年同期±%	-	-	-2.6	8.3	20.1	19.7	-12.7	-25.6
1月	-	-	33	798	1,358	4,866	264	347
2月	-	-	43	796	869	4,738	177	284
3月	-	-	50	812	1,211	4,676	286	294
4月	-	-	52	827	1,232	4,812	267	360
5月	-	-	41	856	1,335	4,994	266	354
6月	-	-	43	864	1,499	5,361	234	344
7月	-	-	39	833	1,610	5,497	290	358
8月	-	-	42	822	1,350	5,374	224	288

(續下表)

項 目 別	勒 戒 處 所					戒 治 所		月 容 受	少年矯正學校	
	新 入 所 人 數	實 際 出 所 人 數	有 傾 向 繼 續 施 用	無 傾 向 繼 續 施 用	月 在 (所 年) 人 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年) 人 底 數	(於 戒 年 看 守) 人 底 暫 所 人 收 之 數	新 入 校 人 數	月 在 (校 年) 人 底 數
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
111年	13,499	13,962	1,623	12,335	1,122	1,641	859	-	431	719
112年	9,042	9,277	1,083	8,189	785	1,094	559	-	432	737
113年	6,736	6,795	801	5,991	630	808	440	-	490	823
114年	5,534	5,556	567	4,982	557	583	306	-	533	927
8月	460	393	40	351	568	40	334	-	38	862
9月	461	428	50	378	597	51	335	-	38	877
10月	427	529	46	481	491	50	347	-	32	869
11月	438	360	38	322	568	40	325	1	37	891
12月	486	495	40	455	557	43	306	-	53	927
115年1-8月	4,388	4,088	389	3,695	807	396	311	-	364	936
較上年同期±%	17.9	9.2	-1.0	10.4	42.1	-0.8	-6.9	-	-2.4	8.6
1月	472	452	55	397	573	57	316	-	36	909
2月	378	382	55	327	565	56	320	-	43	905
3月	526	470	55	414	614	56	328	-	56	928
4月	549	505	24	481	649	24	308	-	55	941
5月	541	483	40	442	701	41	300	-	43	974
6月	609	556	64	492	750	64	327	-	44	986
7月	666	646	57	588	763	59	336	-	43	953
8月	647	594	39	554	807	39	311	-	44	936

說明：1.110年12月10日司法院釋字第812號解釋宣告強制工作處分違憲，嗣後即無該類收容人。

(續完)

2.勒戒處所實際出所人數含有繼續施用毒品傾向移送戒治、無繼續施用毒品傾向出所、裁定不付觀察勒戒或逾期不為裁定者。

3.少年矯正學校明陽中學收容執行刑罰之學生(少年受刑人)，敦品、勵志、誠正中學及110年8月1日改制前之少年輔育院收容受感化教育學生。